平成２２年（フ）第５６５号
青森市古館１丁目６番16号　メゾン古館Ｅ―201
債務者　石山　育子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６６号
東京都八王子市楢原町743番地５
債務者　村井　京子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５７３号
東京都三鷹市大沢２丁目７番26号
債務者　茂野　哲夫
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５７４号
東京都三鷹市大沢２丁目７番26号
債務者　茂野　玉枝
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５９７号
東京都立川市錦町２丁目３番４号
債務者　岩下真桑門
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６２５号
東京都府中市東芝町１番地の64エフユニバース404
債務者　千葉　慎也
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６２８号
東京都立川市上砂町５丁目60番地の１リーベスト立川214号
債務者　藤　　純子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６４３号
東京都国分寺市南町１丁目２番８号レオパレスＧＲＥＥＮ　ＳＩＤＥ　204
債務者　西田　万里
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６７３号
東京都調布市下石原３丁目１番地６第２呉竹コーポ102
債務者　武口紀子こと　朴　　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７６号
愛媛県八幡浜市向灘229番地30県営住宅白浜団地146号
債務者　齊間　淳子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月18日午後１時30分
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１２８１５号
東京都北区中里１丁目10―10―401
債務者　沢田祥子こと　馮　　燕
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０８９号
東京都江東区東砂７丁目17―35―209
債務者　小川　真弓
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４６８号
東京都葛飾区東金町１丁目29―11―202
債務者　尾田　道彦
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５１６号
東京都豊島区目白４丁目12―９　目白第一ハウス―105
債務者　及川　真人
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５４３号
東京都大田区大森北５丁目12―18
債務者　下中　友希
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５４４号
東京都世田谷区世田谷４丁目17―19　世田谷第２オリンピックマンション301
債務者　植松　妙子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月17日午後４時
東京地方裁判所民事第20部